

◆ 金融再生法による開示債権

金融再生法に基づき開示する不良債権額です。リスク管理債権との違いは、開示の対象となる債権が貸出金に加えて、債務保証見返、未収利息、仮払金なども対象となっている点です。

それぞれの債権について債務者の財政状態や経営成績などに基づき4つに区分しております。そのうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」は債務者単位、「要管理債権」は貸出金取引ごとを対象に区分しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成18年度	2,880	2,023	1,502	521	70.24%	37.80%	
	平成19年度	2,357	1,732	1,132	599	73.50%	48.99%	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成18年度	429	429	356	72	100.00%	100.00%
		平成19年度	468	468	307	160	100.00%	100.00%
	危険債権	平成18年度	1,954	1,352	931	420	69.19%	41.05%
		平成19年度	1,488	1,082	667	414	72.71%	50.52%
	要管理債権	平成18年度	496	241	213	27	48.58%	9.54%
		平成19年度	400	181	157	24	45.44%	10.05%
正 常 債 権	平成18年度	32,152						
	平成19年度	32,465						
合 計	平成18年度	35,032						
	平成19年度	34,822						

(注)1.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

用語解説

Word Information

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

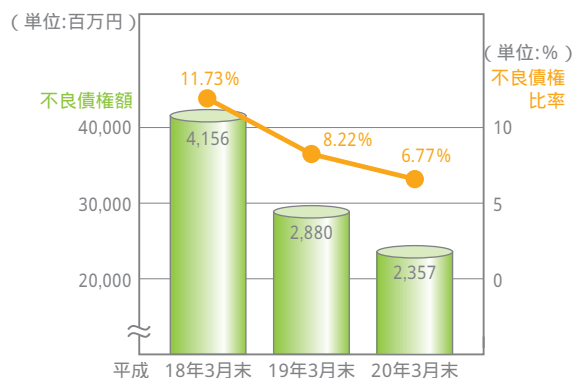
要管理債権

「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

不良債権の推移



平成20年3月期末(平成19年度末)の不良債権は、前期末に比べて523百万円減少し、2,357百万円となりました。これらの債権の約73%は、担保・保証及び貸倒引当金で保全されています。

不良債権比率は1.45ポイント改善して6.77%となり、資産の健全性を高めることが出来ました。